

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。

①経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。

②財貨及びサービスの生産または提供が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、病院、寺院、旅館などと呼ばれているものをいう。

2 企業

企業とは、民営事業所のうち経営組織が株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社であるものをいう。

3 経営組織

◆「民営」

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

◎「個人」

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていない共同経営の場合も個人とした。

◎「法人」

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

○「会社」

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国会社をいう。

ここで、外国会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国会社とはしない。

○「会社以外の法人」……………財団法人、農業協同組合、信用金庫、各種公団 等
法人格を持っているもののうち、会社以外の事業所をいう。

◎「法人でない団体」……………後援会、同窓会、法人格をもたない労働組合 等
団体ではあるが、法人格をもたない事業所をいう。

◆「国・地方公共団体」

国、都道府県、市町村の事業所(機関)及び特別地方公共団体の事業所(機関)をいう。

4 従業者

従業者とは、調査日現在、その事業所で働いているすべての人をいう。ただし、その事業所で働いている人であっても、そこから賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

5 産業分類

事業所・企業統計調査の産業分類では、原則として、日本標準産業分類(平成5年10月総務庁告示第60号)の小分類項目を用いているが、一部については更に分割したものを便宜小分類として用いた。

なお、統計表に掲載している平成3年事業所統計調査の結果数値は、今回の調査で用いた産業分類で格付けし直したものである。このため、「平成3年事業所統計調査報告」に掲載した数値と異なるので、利用上十分注意されたい。